

災害等緊急対応について

京都府中学校体育連盟

1 目的

京都府中学校総合体育大会の開催地において、自然災害・緊急事態（重大事故、食中毒及び感染症等）が発生した場合の対応について万全を期すことを目的とする。

また、自然災害・緊急事態の発生に際しては、大会運営本部（府中体連事務局）だけでは対応困難の状況も考えられるため、関係者（主催者・開催地・会場本部等）が緊密な連携をとり、迅速且つ的確、適切に対応することを目的とする。

2 内容

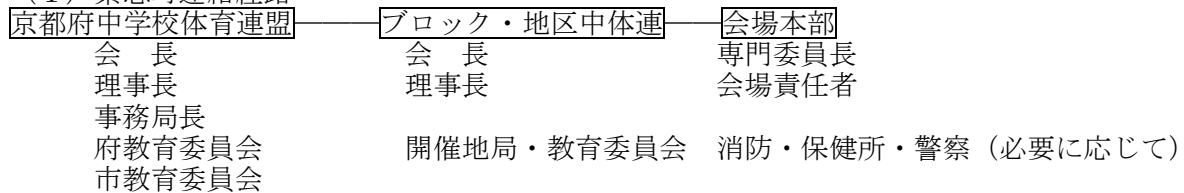
自然災害・緊急事態（死亡事故、重大事故、後遺症発生事故及び食中毒、感染症等）への対応処。

3 方法

- (1) 自然災害・緊急事態発生の際は、会場本部（又はブロック中体連会長・理事）が連絡対応の窓口として対応する。（窓口の一本化）
- (2) 開催地教育委員会等との連携も必要となるため、その際、対応の指示指導を受ける。
- (3) 各専門部は大会までに、開催地中体連及び関係諸機関と連携の体制作りをする。
- (4) 関係諸機関の連帯ある連携のもとに、報告・連絡・相談を基本に対応処には万全を期する。
- (5) 予測・回避（予防）・対応・再発防止等、危機管理については万全を期する。

4 具体的対応のあり方

(1) 緊急時連絡経路



(2) 緊急時連絡窓口

		勤務先電話	携帯電話
会場本部	()	()	()
ブロック・地区中体連	会長	()	()
	理事長	()	()
	事務局長	075-414-5862	()
() 競技	専門部長	()	()
	専門委員長	()	()

(3) 情報収集

緊急時には、どの内容においても的確な情報が必要である。迅速に正確な情報を収集把握し、関係諸団体に連絡し、対策本部を立ち上げ、具体的な対策を協議する。

（発生現場責任者からの一報を受けたブロック・地区中体連（理事長対応）は、ただちに協議し関係諸団体と連絡をとる。）

(4) 対策本部設置

ブロック・地区中体連会長が、府中体連会長、府教育委員会、市教育委員会、開催地教育委員会等と協議し、早急に対策本部を立ち上げ設置する。その際の、非常参集要員は、4－

(1) 緊急連絡経路のある関係諸団体及び緊急時連絡窓口者、担当者とする。

(5) 報告事項（内容）

次の内容を報告する。

発生状況（被害状況）、発生日時、発生場所、対象者（人的、物的、気象的状况）、初期対応状況等、対策本部設置状況（必要性も検討）

(6) 報道対応

報道に関しては、窓口の一本化を図る。統括責任者は、府中体連理事長とする。

ア 報道関係については、府中体連総務部が対応する。(府教育委員会・市教育委員会・開催地教育委員会と協議) 同日に複数会場にて発生した場合は、ブロック・地区中体連が対応する。

イ 各種目専門部は、正確な情報を収集し、参加各校への情報提供を行い、混乱を招かない配慮をする。

ウ 状況に応じた確かな判断の基に、対応対応のあり方を検討する。

(7) 発生状況別対応

ア 自然災害

(ア) 大規模な災害(地震、台風等)に関しては、府災害本部と連絡を図り、府中体連事務局に本部を置き、関係機関との連絡をとりながら検討、対応する。

※事前中止判断は、専門委員長・地元中体連と連携をとり、中体連本部が判断する。

(イ) 通常の自然災害(台風等)に関して、競技続行かどうかの判断は、各種目専門部と地元中体連・大ブロック会長が協議し決定する。原則として参加選手・役員の安全が確保が困難な状況の場合、競技を中止する。

決定後の連絡

- ・参加関係者一選手の学校、選手の自宅(各学校引率者)
- ・旅行業者一宿泊先、宿泊輸送関係調整、連絡
- ・競技会場一施設の安全管理
- ・府中体連事務局一迅速に状況把握、報告、関係機関への連絡

イ 重大事故

(ア) 緊急疾患傷害等、特に心肺停止状況等に関しては、初期応急対応は事故発生現場で関係役員が行う。AEDについては、必ず習熟、所在を確認し対応できる体制にする。

(イ) 事故・事件による死亡・後遺症を伴う傷害については、警察等への緊急連絡とともに府中体連事務局から関係機関等への報告、連絡を速やかに進める。競技会場においては、放送等の指示により不必要な混乱を招かないように配慮し、安全を確保する。特に府教育委員会、市教育委員会・開催地教育委員会には、詳細を確実に報告、連絡する。

ウ 食中毒

食中毒発生の時間、場所によるが、保健所、医療機関と連絡をとり、指示指導を受け対応する。重大事故等への対応については、対策本部を設置し対応する。

府中体連事務局は、情報を確認し、府教育委員会、市教育委員会、開催地教育委員会へ逐次報告する。

- (ア) 宿泊先
- ・ 宿舎が対応と緊急措置を行う。
(食事メニューの保存、保健所等への義務が生じる) (旅行業者との連携)
 - ・ 同日に複数会場で発生した場合は、各種目専門部、ブロック・地区中体連、府中体連事務局等と連携を図り対応する。
 - ・ 各種目専門部は、正確な情報の収集とともに参加校への情報提供。
- (イ) 会場
- ・ 昼食(弁当)、売店等における疑いのある場合は、旅行業者、売店事業者、各種目専門部で対応を進める。医療機関への搬送等を優先する。朝食に原因が考えられる場合は、宿舎、旅行業者と連絡を取り対応を進める。
- 他は、上記に準ずる。

エ 感染症

疑い、症状のある場合は、ただちに保健所・医療機関の指示、指導を受け、感染拡大防止等の対応をする。また、同校の選手等の健康観察や状況等の確認をする。

各種目専門部、ブロック・地区中体連は、関係機関に報告連絡すると共に、保健所・医療機関の指示、指導のもとに対応対応する。報道関係については、上記に準ずる。

府中体連事務局は、情報を確認し、府教育委員会、市教育委員会、開催地教育委員会へ逐次報告する。

※上記内容を、各専門部が関係中体連と連携し、それぞれに作成し、万一に備え、大会関係者への周知徹底を図ること(特に4(1)(2)を確認)